



©宮城県・旭プロダクション



セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン
「セーフティ123」の参加者を応援する情報紙です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転してますか？

事例から学ぶ安全運転 テーマ 「雨でスリップ」

【事故概要】

雨の日、水たまりがある交差点近くの道路を走行中、信号が青色から黄色に変わったため、交差点を通過してしまおうとアクセルを踏んで加速した瞬間、クルマがスリップしてコントロールが利かなくなり信号柱に衝突したもの。

ドライバー語録

「スリップするなんて思わなかったよ。」

「止まるの面倒だし。」

「信号が黄色に変わったけど、速度を上げれば、赤になる前に交差点を通過できたんだよ。」

「なんで滑ったんだよ。」



「雨の日はしょうがない」と思って、ゆっくり走りましょう！

「スリップ事故」の原因で多いのが「速度オーバー」。濡れている路面を、速度を出して走っていると、クルマがスリップする危険性が増します。雨の日は、晴れの日よりも速度を控えめにし、急加速、急減速をしない運転が大切になります。

「雨の日はしょうがない」と思って、慌てずゆっくり走りましょう。視界も悪くなりますしね。

そもそも「黄色信号」の意味は、「加速」して交差点を通過ではありません。交通ルールでは「停止線を越えて進行してはならない」と定められています。



「濡れた路面が滑る」、「速度を控えめに」の理由は？

路面の「摩擦係数」(滑りやすさの指数)を見ますと、「乾いたアスファルトは0.8前後」ですが、「濡れたアスファルトは0.6～0.3」。ちなみに「アイスバーンが0.2～0.1」で、数値が低いほど滑りやすい路面状況となります。滑りやすい路面状態のときに、晴れているときと同じペースで走ると、スリップが起きやすくなるのです。雨が降ったら、まずはペースダウン、クルマの速度を控えることが鉄則となります。

「ハイドロプレーニング現象」って聞いたことがありますよね。タイヤと路面の間に水が入り込み、クルマが水の上に浮いたような状態になる現象で、これは、「クルマの速度が速い」、「道路が水たまりになっている」、「タイヤの溝が残っていない」などの条件が重なって発生します。

万が一、この現象に遭遇してしまったら、慌てずに、アクセルをゆっくり戻しながらハンドルを直進状態に保つことが重要ですが、このような現象に遭遇しない運転が一番重要です。

「第30回セーフティ123キャンペーン参加募集」について

「セーフティ123キャンペーン」は、県民参加型の交通安全キャンペーンで、毎回2万人以上の方々にご参加いただいています。模範運転を実践し、正しい交通マナーを習慣付けていただくとともに、宮城県の交通安全県民運動である「マナーアップみやぎ運動」を広く県民にお知らせし、悲惨な交通事故を減少させることを目的としています。

☆キャンペーン実施期間☆ 令和5年6月15日から令和5年10月15日までの123日間

○ 3人1組で、実施期間中の無事故・無違反に挑戦していただきます。

参加費：1チーム 2,400円（お1人様当たり 800円）

○ 123日間の無事故無違反を達成されたチームには、抽選で賞品を贈呈します。

○ 自動車安全運転センター発行の運転記録証明書（1年間用）が送付されます。

・ 1年以上の無事故無違反を達成された参加者にはSDカードも送付されます。

・ SDカード優遇店では、SDカードの提示により割引や優遇特典を受けることができます。

※ SDカード優遇店の詳細は「SDカード優遇店検索」をご覧ください。

参加者募集

募集期間「令和5年5月1日(月)から令和5年6月14日(水)まで

県庁、県合同庁舎、市役所、町村役場、警察署に備え置き「応募申込みパンフレット」をご覧の上、お申し込みください。

協賛の募集

協賛金は「10万円、10万円以上」から、又は協賛品を受け付けております。協賛金等は、無事故無違反を達成したチームに贈呈される賞品の購入に活用させていただきます。ご協賛企業団体名は、県公式ウェブサイトや、パンフレットなどに掲載して広くお知らせします。なお、第30回キャンペーンから50万円以上は、特別協賛企業・団体とさせていただきます。

協賛金お振込先

◆口座名義：みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

◆口座番号：七十七銀行県庁支店 普通 9045881

交通事故に遭われた方々へ

交通事故に関する無料相談を毎日行っております（土日・祝日を除く）。ご家族や知人などで、交通事故のことでお困りの方などにもご紹介ください。※令和5年4月から窓口の一部変更があります。

交通事故相談窓口	相談受付時間 月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。） ※弁護士無料相談 下記日程の14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）	
窓 口	電話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程
県庁交通事故相談室	022-211-2432, 2433	毎月第2・第4金曜日（要予約）（4月と7月は第1・第3金曜日）
大河原地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0224-53-3111 内線240	毎月第2・第4金曜日 （4月と7月は、第1・第3金曜日） 県庁交通事故相談室とのリモート相談のみ（要予約）
北部地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0229-91-0701 内線210	
北部地方振興事務所栗原地域事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0228-22-2111 内線287	
東部地方振興事務所登米地域事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0220-22-6111 内線294	
東部地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0225-95-1411 内線3020	
気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0226-24-3186	